

東日本税理士法人

〒171-0022 東京都豊島区南池袋 2 - 27 - 17
TEL 03-5951-0707 FAX 03-5951-0710

特別医療法人制度改正の意味

東日本税理士法人
長 英一郎

Q 今年の3月1日から特別医療法人制度が改正されたが、その詳細な内容と、今後の医療機関における対応や展望等について（東京都 〇）

A 特別医療法人制度の改正については平成15年11月5日付の官報でその概要が公布、同日施行され、平成16年3月1日に改正の詳細を記載した『「医療法施行規則の一部を改正する省令」等の施行について』等の通知が公表、同日施行された。今回の改正のポイントは、病床規制の緩和 収益業務規制の緩和 自己資本比率の引き上げの三点にある。

の改正により、施設要件が大幅に拡大され、緩和ケア、高度のがん治療などの九種類の特定病床のみならず、老人デイケア施設、訪問看護ステーション実施病院等にも対象が拡大された。また、の改正により、特別医療法人の認可により医療に直接関連する分野12種類に限らず、不動産賃貸業、宿泊業、情報通信業等医療に直接関連しない収益業務も実施できることになった。、の改正で大幅に要件や効果が緩和されたのを受けて、

の改正により、特別医療法人への定款変更時（又は開設時）の自己資本比率規制について20%から30%へと引き上げられた。

その他の改正内容としては、収入金額に係る要件の緩和、階層的給与規制の廃止が挙げられる。前者の改正により、社会保険診療に係る収入が医業収入の八割を超えなければならないという要件について、健康増進事業に係る収入を社会保険診療に係る収入の一つとして含まれることになった。また、後者の改正により、同種の職務内容及び年齢の役職と比較した階層的な給与規制が廃止された。

制度改正により承認要件を満たす医療法人は大幅に増加したが、依然、税法上の問題は未解決である点に留意する必要がある。すなわち、持分の定めのある一般の社団医療法人又は出資額限度法人から特別医療法人へ移行する際には、清算所得課税（法人税法92条、法人税法93条）みなし譲渡所得課税（所得税法第59条）贈与税（相続税法66条）配当所得課税（所得税法第25条1項5号）が生じる可能性が高い。持分のある社団医療法人から特定医療法人に移行する際には、大蔵省・国税庁・厚生省の三者による非課税の覚書（昭和39年12月28日付）があるが、特別医療法人への移行に際してはそのような非課税

に関する明文規定が存在しないからである。移行時に非課税か否かについて、国税庁より見解が出されていないのが現状である。

平成 16 年 8 月 13 日付で公表された厚生労働省医政局長から各都道府県知事宛の出資額限度法人に関する通知によれば、出資額限度法人は公益性の高い特別医療法人への円滑な移行を促進するための一つの方策とされている。当該通知によれば、持分の定めのある一般の社団医療法人から出資額限度法人への移行時に、社団医療法人については非課税であると国税庁と協議済みであるとされている。しかし、出資額限度法人から特別医療法人移行する際に、非課税であるか否かについては国税庁と未だ協議されていないのである。

持分の定めのある一般の社団医療法人又は出資額限度法人から特別医療法人に移行する際に課税が生じないようにするためには、特別医療法人へ移行する前に、まず特定医療法人の承認を得て出資持分の放棄に関する非課税を確定する必要がある。特定医療法人の承認を受けた後、特別医療法人の認可を受ければ、課税上の問題をクリアにした上で収益業務を実施することが可能になるのである。改正により収益業務を実施できる範囲が大幅に拡大したことから、今後、特定医療法人の承認を受けて特別医療法人の認可を受ける医療法人は増加するものと思われる。

[文献]

- 1) 長 英一郎 : 医療タイムス 1666 , 2004
- 2) 長 英一郎 : 医学書院 63 , 2004

(東日本税理士法人 長 英一郎)